

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	欧州評議会によるロシア連邦の除名 ーウクライナ侵略を受けてー
著者 / 所属	清水 賢 / 企画調整室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	452号
刊行日	2022-12-16
頁	105-124
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20221216.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20221216.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 欧州評議会によるロシア連邦の除名

## — ウクライナ侵略を受けて —

清水 賢

(企画調整室)

### 《要旨》

令和4(2022)年2月24日のロシア連邦(以下「露」と略記)によるウクライナ侵略を受け、欧州評議会(以下「C o E」と略記)は、その一加盟国である露に対し、資格の停止、さらには「除名」という明確な法的効果を伴う処分を矢継ぎ早に行った。C o Eは、1996年2月の露の加盟受入以前の時期をも含むこの30年間、露への対応に明け暮れてきたところ、その除名により一区切りを迎えた。

本稿では、露によるウクライナ侵略に関連し、本誌において既に紹介した国連、G7等及び我が国の対応(本誌第448号(令4.7))に加え、C o Eによる迅速な対応について、国際機関におけるメンバーシップの意義という観点に焦点を当てつつ振り返るとともに、当面考えられる影響として、欧州人権条約との関係、死刑廃止モラトリアムの問題を取り上げ、簡単に紹介する。

## 1. C o Eと露の加盟

### (1) C o Eの設立経緯及び機構

C o Eは、1949年、西欧の基本的価値を擁護・促進するため「欧州評議会規程<sup>1</sup>」により設立された国際機関(本部:仏のストラスブール)<sup>2</sup>である。第二次世界大戦終戦間もない、1946年9月19日、W.チャーチル前英首相<sup>3</sup>がチューリッヒ大学における講演において「欧

<sup>1</sup> 「欧州評議会規程」(1949年5月5日、ロンドンにおいて署名、同年8月3日、7か国批准により発効)(以下「規程」ないし「C o E規程」と略記)

[邦訳] 歐洲審議會規約(全文)『世界週報』第30巻第23号(1465)(時事通信社、昭24.6)  
遠藤乾編『「原典」ヨーロッパ統合史:史料と解説』(名古屋大学出版会、平成20年11月)に上原良子による抄訳

<sup>2</sup> ・外務省HP(令和4年7月4日最終更新)<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>>(以下、URLの最終閲覧は令和4年11月29日。)

・齋藤千紘・小島秀亮著『欧州評議会〈人権の守護者〉』(信山社、令和4年3月)

<sup>3</sup> 1945年7月5日の総選挙において、自らは当選を果たすも、与党保守党はC.アトリー率いる労働党に大敗を喫し、同月26日に首相を辞任し野に下っていたが、引き続き保守党党首を務めていた。後に首相に再任される(1951年10月26日ないし1955年4月5日)。

州合衆国」建設のための実務的な第一歩として「a Council of Europe [un Conseil d'Europe]」の創設を提唱した。その後、欧州の組織化運動の中から、1948年5月7ないし10日、ハーグにおいて「欧州会議」が開催され、その「政治決議」により「経済的・政治的連合 union の創設」が提唱された。その具体化のための各国政府間の折衝においては、超国家的統合への指向と伝統的な政府間協力の維持との主張が対立した。翌49年1月、ベルギー、仏、ルクセンブルク、蘭、英の5か国により、両者の折衷的な結論として加盟国外相により構成される最高意思決定機関である閣僚委員会 the Committee of Ministers / le Comité des Ministres<sup>4</sup>と加盟国国会議員から構成される審議機関である諮問会議 the Consultative Assembly / l'Assemblée Consultative<sup>5</sup>とを主要機関とすることが合意された。名称は、加盟国の主権に配慮した結果、「連合」の語を含まない「Council of Europe / Conseil de l'Europe」とされた。原加盟国は、上記5か国にデンマーク、アイルランド、伊、ノルウェー、スウェーデンを加えた10か国となった。加盟国は、現在46か国（露の除名により1減）となっている。

国際機関を構成する加盟国代表は政府代表からなるのが通例であるところ、C o Eは議会代表からなる機関を併置した嚆矢であり「国際機関の常識を破る<sup>6</sup>」構成だった。これは、「欧州会議」が「政治決議」により提唱した「欧州の議会の召集」を実現したもので、こうした考え方はその後の欧州統合においても継承されている。実際、C o E創設の3年後の1951年に設立されることとなる「欧州石炭鉄鋼共同体 C E C A (E C S C)」にも78名の加盟国議員代表からなる総会 assemblée (Assembly)<sup>7</sup>が置かれ、これがやがて欧州経済共同体及び欧州原子力共同体とを併せた三共同体の共同総会（1958年）、さらには欧州議会（1962年）へと発展した。欧州議会議員は、1979年には全て直接公選によることとなった。なお、同様の機関ないし類似の会議体として、次のような議員会議がある。

- ・ 西欧同盟議員会議 Assembly of the Western European Union / Assemblée de l'Union de l'Europe occidentale (1955年発足)<sup>8</sup>
- ・ N A T O 議員会議 NATO Parliamentary Assembly (N A T O P A)  
1955年7月、N A T O 加盟国国会議員会合 the Conference of Members of Parliament

<sup>4</sup> 外相レベル会合を毎年1回開催。会期外の期間においては、各国常駐大使による代理会合（毎月3回開催）により権限が代行される。以下「閣僚委」と略記する。E C H R 第46条に基づき、欧州人権裁判所判決の執行状況を監視する権限を有し、これに特化した2、3日間の秘密会を年に少なくとも4回開催する定めとなっている。

<sup>5</sup> Bruno Haller, “Une Assemblée au service de l'Europe, Assemblée parlementaire du Conseil de l'Europe 1949-1989.” Conseil de l'Europe, 2006

議員定数は人口に応じた各国2ないし18名（規程第26条）で、現在計306名（露の除名により324名から18名減）となっている。1974年以降、「議員会議 Parliamentary Assembly / Assemblée parlementaire」と自称されてきており、1994年2月14ないし17日の閣僚委決定（CM/Del/Dec(94)508, Appendix 8 (item GEN4iii) / Annexe 8 (point GEN4iii)）により、規程第10条第1項第2号及び第5章の各条項を改正することなく全ての文書において「議員会議」と称することとされた。

<sup>6</sup> 高野雄一著『国際組織法』（有斐閣、昭和36年12月）302頁

<sup>7</sup> C E C A 設立条約の附属議定書の一つである「欧州評議会との関係に関する議定書」（1951年4月18日、パリ）第1条において「各加盟国政府は、それぞれの議会に対し総会議員の任命に当たってはC o E 諮問会議への代表者の中から選定するのが望ましいと勧告するよう慫慂」されていた。

<sup>8</sup> 西欧同盟W E U / U E O の集団的安全保障条項はE U のリスボン条約（2009年12月1日発効）に引き継がれ、2011年6月30日、活動を終了した。

from the NATO countriesとして発足した、NATOとは独立した会議体。

- OSCE (欧州安全保障協力機構) 議員会議 OSCE Parliamentary Assembly  
「CSCE (欧州安全保障協力会議) 議員会議設立に関する最終決議 Final Resolution concerning the establishment of the CSCE Parliamentary Assembly」  
(1991年4月3日、CSCE議員会議設立準備会合決議(於 マドリッド))に基づき、  
1992年7月発足、1993年コペンハーゲンに常設事務局設置、各国持ち回りにて開催され、CSCEのOSCEへの改組(1995年1月)に伴い改称され、現在に至る。

C o Eの設立目的は「加盟国の共通の遺産である諸理想・諸原則を擁護しかつ促進し、又加盟国の経済的社会的進展を助長することにより、加盟国間に一層大きな統合 a greater unity / une union plus étroite を実現するため」(規程第1条)と規定されており、欧州における政治統合の出発点として、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値の分野における国内法の調和を主導し、数多くの多国間条約<sup>9</sup>作成という成果を上げてきた。最も代表的な条約として「欧州人権条約<sup>10</sup>」(以下「ECHR」と略記)が挙げられ、欧州の重層的な国際機関にあって、設立が同年となるNATO、さらにはEUとの棲み分けの中で、特に人権保障の分野での成果を上げている。

C o Eの我が国における知名度は必ずしも高いとは言えないが、法学界においては夙にECHRに基づき設立されている欧州人権裁判所<sup>11</sup>の判例に関し注目されてきた。また、我が国は、平成8(1996)年11月20日、閣僚委決議第(96)37号によりオブザーバー・ステータス<sup>12</sup>を付与されている。

## (2) 露のC o E加盟

C o Eの活動は、その設立の経緯に鑑み共産圏とは一線を画したものではあったものの

---

<sup>9</sup> European conventions / conventions européennes と総称され(便宜「欧州条約」と略記)、2022年11月30日現在、226条約に上る(Complete list of the Council of Europe's treaties (C o E Treaty Office))。多国間条約は起草段階で多大な労力を要するとされるが(Jörg Polakiewicz, "Treaty-making in the Council of Europe." Council of Europe, 1999)、二国間条約の数に換算すると、締約国数の組合せ数となることから締約国数に比して階乗数につれた増加を示すこととなる。

<sup>10</sup> Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (ETS No.005) / Convention de sauvegarde des Droits de l'Homme et des Libertés fondamentales (STE n°005)(人権及び基本的自由の保護に関する条約)(1950年11月4日ローマにおいて署名のため開放、1953年9月3日10か国批准により発効)

[邦訳]小畑郁著『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化——その国際法過程の批判的考察——』(信山社、平成26年8月)に全文邦訳、議定書(抄)及び第11議定書による改正前の旧条文を収録

<sup>11</sup> European Court of Human Rights / Cour européenne des Droits de l'Homme。ECHRに基づき、C o E加盟国における人権侵害を監視するため設置されている常設の裁判所(在ストラスブール)。欧州人権裁判所は、締約国と同数の判事からなり(ECHR第20条)、各締約国から推薦された候補からそれぞれ1名が選出され(同第22条)、任期は9年(同第23条)。

<sup>12</sup> C o Eは、1970年以来教皇庁を特別なオブザーバーとし、協力関係を有していたところ、1993年5月、閣僚委決議第(93)26号により、価値を共有する域外国との協力を推進するためのオブザーバー制度を設けた。我が国は、同制度の下での米加に続く4か国目のオブザーバー・ステータスを付与された(現在、オブザーバー国は、墨を加えた5か国)。

また、米、加、墨の3か国がC o E議員会議におけるオブザーバー議会(この他、イスラエル議会が、1957年12月2日以来の特別なオブザーバー資格を有する。)となっているところ、我が国国会は同資格については申請していない。

以前からも共産圏との協力が一定の試みられていたところ<sup>13</sup>、1989年秋からの欧州情勢の激変に応じ、その基本理念に沿った新たな活動分野として、ソ連を含む中東欧諸国の民主化促進を主要な柱の一つに置き汎欧州性を強化していくこととなった。議員会議において、1989年に、全欧安全保障協力会議C S C Eによる「ヘルシンキ最終議定書」(1975年8月1日)等のC S C E合意文書(後に、「新しい欧州のためのパリ憲章(1990年11月21日)への署名を付加)、さらには国連の社会権規約及び自由権規約(いずれも1966年12月16日、国連総会において採択)を適用、履行している欧州の非加盟国の議会に対し付与する「特別被招請ステータスspecial guest status / un statut d'invité spécial<sup>14</sup>」(5月11日、議員会議決議第917(1989)号)が設けられ、中東欧諸国の議会をひとまず議員会議活動に受入れることによって、これら諸国の民主化を促進していく方向性が示された。

このステータスは、1989年6月8日にまず、ハンガリー、ポーランド、ソ連及びユーゴスラヴィアの各議会に付与され、中東欧各国議会へと広がっていった。そうして、1990年11月6日のハンガリー加盟を皮切りに、中東欧諸国の受入れが進んだ。

ソ連においては、1988年6月のソ連共産党第19回全国協議会において公選の人民代議員大会設置が決定され、1989年3月26日、初の自由選挙が行われた。同年6月8日、この代議員大会に対しC o E議員会議における特別被招請ステータスが付与された。1991年末にソ連は崩壊したが<sup>15</sup>、翌1992年1月14日に露議会に対し改めて特別被招請ステータスが付与され、露は同年5月7日にC o Eへの加盟申請を行った<sup>16</sup>。一方、ウクライナについては、同年7月14日にC o E加盟申請を行い、同年9月16日に同国最高会議に対し特別被招請ステータスが付与された<sup>17</sup>。こうして議員会議、更には1990年から実施されることとなった人材育成に関する各種協力・支援プログラム<sup>18</sup>を通じた協力が重ねられた結果、まず1995年11月9日、ウクライナが37番目(マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国(現北マケドニア共和国)と同日)の加盟国として、次いで1996年2月28日、露が39番目の加盟国として、それぞれ加盟が実現した。露の加盟を承認するとして議員会議意見書第193(1996)号<sup>19</sup>には、E C H Rへの署名・1年以内の批准など加盟国として履行すべき34のコミットメントが列挙されたのであって、これを受けての言わば条件付加盟承認だった<sup>20</sup>。なお、この露の加盟は尚

<sup>13</sup> 1964年4月、議員会議「東西関係に関する勧告書」第389号

1968年、地方自治体会議へのユーゴスラヴィア代表のオブザーバー受入れ

<sup>14</sup> 各国議会の代表からなり、議員会議において表決権は有しないが議長の許可の下発言権を有する。

<sup>15</sup> 人民代議員大会は、1991年9月2ないし5日開会された第5回大会において大会廃止の決議が行われており、消滅していたと解されている。

<sup>16</sup> Secretariat Information Paper, Present State of Relations with the Russian Federation (1994年5月6日、SG/INF(94)12)

<sup>17</sup> Memorandum by the Secretary general, Accession of Ukraine to the Council of Europe. (CM(95)126)

なお、ウクライナにおいては、1990年3月4日、一部公選ながら最高会議議員が選出され、同年7月16日の主権宣言、1991年8月24日の独立宣言へとつながった。

<sup>18</sup> デーモステネース・プログラムDemostenes Program、デーモステネースⅡ・プログラムDemostenes bis Program (1993年から)の他、司法制度人材育成のためのテーマスThemis・プログラム、地方自治人材育成のためのローデLODE (LOcal DEmocracy)・プログラム (1993年から)が実施された。

<sup>19</sup> Russia's request for membership of the Council of Europe, Opinion 193(1996) (1996年1月25日、議員会議)

<sup>20</sup> • Invitation to the Russian Federation to become a member of the Council of Europe, Res(96)2 (1996年2月8日、閣僚委決議(96)2号)

早だったとして、早過ぎた露の加盟によりC o Eの地位低下が生じ、大国の寛大な扱いにより大国と小国との間での二重基準適用に通じた結果、C o Eの公正な態度に対する不信を生じさせているとの指摘がある<sup>21</sup>。

ともあれ、露は、人口において最大の加盟国であり、分担金負担率は同率上位の4か国（仏独伊英）に次ぐ5位<sup>22</sup>となり、議員会議における議席数は仏独伊トルコ英と並び最多の18議席<sup>23</sup>となった<sup>24</sup>。2006年5月からの半年間は閣僚委議長国を務めた。

露の加盟承認が、申請が一足遅れたウクライナよりも遅くなった背景としては、次のような経緯があった。すなわち、C o Eへの新規加盟申請に当たっては、まず、閣僚委から議員会議に対し意見を諮問し、その回答を待って決せられるところ<sup>25</sup>、その意見具申の手続において、露の加盟承認は時期尚早との意見が示されたばかりでなく、1994年12月のチェチェンへの侵攻により審査手続が一旦中断された。審査手続は、1995年2月2日、議員会議決議第1055号<sup>26</sup>により中断 suspend / suspendre<sup>27</sup>（第11パラ）され、半年を経た同年9月27日、議員会議決議第1065号<sup>28</sup>により再開された。なお、当時の露によるチェチェン侵攻は、露が1995年1月のO S C Eへの加盟を控えた時期に行われたものだった。

2007年5月<sup>29</sup>までに、コソヴォ<sup>30</sup>及びベラルーシ<sup>31</sup>を除く全ての旧中東欧及び旧ソ連圏（中央アジア5か国は含まれない<sup>32</sup>。）諸国の加盟が成り、加盟国47か国、総人口約8.1億人を擁する「欧州共通の家」が形成された。

---

・Honouring of obligations and commitments by the Russian Federation（1998年6月2日、モニタリング委員会報告書）など。

<sup>21</sup> 小林宏晨「欧州審議会の問題点」（『政経研究』第39巻第1号（日本大学法学会、平14.7））

<sup>22</sup> Draft Programme and Budget 2022-2025, Adjustment of scales of contributions to the budgets of the Council of Europe for the financial year 2022（2022年度予算）

<sup>23</sup> 規程第26条

<sup>24</sup> 露のC o E加盟、さらにはECHRへの加入については、次の文献がある。

・庄司克宏「欧州審議会の拡大とその意義——ロシア加盟を中心に——」（『国際法外交雑誌』第95巻第4号（国際法学会、平8.10））

・杉浦一孝「ロシアのヨーロッパ審議会への加盟と人権問題」（『民主化と市場経済化の状況下におけるロシアの立法動向』（財）日本国際問題研究所、平11.1）

<sup>25</sup> 閣僚委決議第30号（1951年5月3日）

<sup>26</sup> Russia's request for membership in the light of the situation in Chechnya, Resolution 1055(1995)

<sup>27</sup> 議員会議政治委員会においてE. ミューレマン Ernst Mühlemann（スイス、自由民主改革LDRグループ）報告委員により起草された決議案（1995年1月30日付委員会報告書Doc. 7230参照）においては、「凍結 freeze / geler」の語が用いられていた（第9パラ）ところ、「冷戦」を想起させるとの指摘により、議員会議本会議において修正されたもの。

<sup>28</sup> Procedure for an opinion on Russia's request for membership of the Council of Europe, Resolution 1065(1995)

<sup>29</sup> 2003年4月3日、連合国家セルビア・モンテネグロが加盟していたところ、2006年6月3日、モンテネグロが平和裏に独立宣言し、同国はC o Eに対し加盟申請を行ったのを受け、セルビア・モンテネグロの加盟資格はセルビアが継承することが決せられ、2007年5月11日、モンテネグロが改めて加盟したもの。

<sup>30</sup> 1992年、セルビアから独立し、これまでに国連加盟国中110か国以上が承認している一方、C o E加盟国中セルビアを始めとする十数か国が未承認となっている。なお、国連安保理決議第1244号（1999年）参照。

<sup>31</sup> ベラルーシについては、1992年9月16日、C o E議員会議における特別被招請国ステータスを付与され、翌93年3月12日、C o Eに対する加盟申請を行ったが、1997年1月13日、右ステータスは停止され今日に至っている。

<sup>32</sup> 議員会議勧告書第1247号（Enlargement of the Council of Europe, Recommendation 1247）（1994年10月4日）において、新たな「鉄のカーテン」が設けられるべきではないとしつつも、コーカサス三国は文化的つながりから見てC o Eの地理的範囲に含まれ得るが、これら5か国については領域外と整理されている。

## 欧州共通の家

「欧州共通の家」とは、M. ゴルバチョフ・ソ連共産党中央委員会書記長が冷戦終結の過程において用いた概念であって、武力行使の回避という文脈において用いられている。ゴルバチョフが、1984年12月にソ連最高会議外交委員長として議員団を率い訪英した際、同月18日、英国下院外交委員会（於 Grand Committee Room（大委員会室））における非公式の演説において次のとおり述べたのが確認できる<sup>33</sup>。当時、ゴルバチョフはソ連共産党中央委員会書記長就任前だった。

「・・・ヨーロッパはわれわれ共通の家 наш общий дом である。家であって「戦域 театр военных действий [戦争の劇場]」ではないのである。」

さらに、1988年6月28日、ソ連共産党第19回全国党協議会における活動報告<sup>34</sup>において「«общеевропейского дом» [obshcheyevropejskogo dom 欧州共通の家]」として言及され、翌1989年7月6日、C o E 議員会議本会議におけるソ連最高会議議長としての演説<sup>35</sup>において次のとおり述べた。

「“欧州共通の家、構想の哲学は、武力衝突の可能性を排除し、同盟対同盟や同盟内部であろうと、どこであろうと、力とりわけ軍事力の行使あるいは威嚇の可能性そのものを排除している。・・・」

ゴルバチョフは、後年、C o E における演説の後、C o E 議員会議幹部、閣僚委幹部、なかんずく Th. ストルテンベルグ<sup>36</sup>閣僚委議長（当時）との会談において、閣僚委において自らの演説が詳細に検討され、ソ連との対話開始に関する声明の起草を行う検討グループ設置が決定されたことを明かされた旨回想<sup>37</sup>している。

C o E は、新規加盟国を受入れた後も、加盟時のコミットメントの履行状況を監視する充実したメカニズムを有しており、これら中東欧諸国を加盟国と迎えたことで、大半の国々では一定の成果が上がり、やがて E U への加盟も認められていった<sup>38</sup>。一方、旧ソ連に属し

<sup>33</sup> Михаил Горбачев, Выступление перед членами парламента Великобритании, 18 декабря 1984 г. (1984年12月19日付「プラウダ」、「イズヴェスティヤ」の各紙に「M. S. ゴルバチョフの英国議会における演説」として掲載)、国際親善交流センター訳『未来への構想』（にんげん社、昭和61年5月）に収録。

本演説は、下院外交委員会 Select Committee on Foreign Affairs（ないし、委員による歓迎会）において行われたものであって（翌19日付 The New York Times 紙等）、上下両院会議録には採録されておらず、英下院により “not a formal address” と整理されている（Addresses to members of both Houses of Parliament (2022年3月9日付英下院図書館資料)）。演説テキスト英訳がタス通信により配信された。

<sup>34</sup> Доклад Генерального секретаря ЦК КПСС товарища ГОРБАЧЕВА М. С., XIX Всесоюзная конференция Коммунистической партии Советского Союза (速記録)、ソ連内外政策研究会訳『ゴルバチョフ演説・論文集』Ⅲ（国際文化出版社、平成元年4月）に収録。

<sup>35</sup> C o E 議員会議ウェブサイト <<http://www.assembly.coe.int/nw/xml/Speeches/Speech-XML2HTML-EN.asp?SpeechID=78>>、ソ連内外政策研究会訳『ゴルバチョフ演説・論文集』Ⅳ（国際文化出版社、平成3年1月）に要旨を収録。

<sup>36</sup> Thorvald Stoltenberg (1931年7月8日オスロ生まれ、2018年7月13日同地において没)。ノルウェー外相（1987ないし89年、1990ないし93年）(労働党)。イェンス・ストルテンベルグ現 N A T O 事務総長は息子。

<sup>37</sup> M. ゴルバチョフ著、工藤精一郎・鈴木康雄訳『ゴルバチョフ回想録』上下（新潮社、平成8年1ないし2月）下巻「第24章 ヨーロッパ分裂の克服」

<sup>38</sup> 2004年にバルト三国、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー及びスロヴェニア、2007年ブルガリア及びルーマニア、2013年にクロアチアがそれぞれ E U 加盟。E U においては、露のウクライナ侵略後、2月28日にウクライナ、3月3日モルドヴァ及びジョージアによる加盟申請がそれぞれ行われ、6月23日にウクライナ及びモルドヴァに対し加盟候補国の地位が付与された。

たC I S諸国については、C o Eへの加盟は認められたものの、今日なお課題を抱えている。特に、露については、欧州人権裁判所判決の執行状況、E C H R第6議定書の未批准などの問題を有する。そうした中で生じたのが、2014年ウクライナ政変以降の露によるクリミア併合、露・ウクライナ間の紛争であり、令和4(2022)年2月24日、プーチン大統領は、午前5時30分からのテレビ演説において「国連憲章第7章第51条に準拠し、ロシア連邦院(上院)の承認を得て、そして、本年2月22日に国家院(下院)により批准されたドネツク人民共和国及びルハンスク人民共和国との間の友好・相互援助条約を履行すべく、特別軍事作戦の実施を決定した мною принято решение о проведении специальной военной операции [I made a decision to carry out a special military operation].<sup>39)</sup>」と述べ、ウクライナにおける「特別軍事作戦」が開始された。

## 2. 資格停止<sup>40)</sup>

C o Eにおいては、露によるウクライナ侵略と同日、露による「the armed attack on Ukraine (ウクライナに対する軍事攻撃(英)) / l'agression armée contre l'Ukraine (ウクライナに対する軍事侵略(仏))」を非難する閣僚委決定(CM/Del/Dec(2022)1426bis/2.3)が行われるとともに、閣僚委と議員会議との合同委員会<sup>41)</sup>の議を経て、翌2月25日、その加盟資格の停止が閣僚委決定(CM/Del/Dec(2022)1426ter/2.3<sup>42)</sup>された<sup>43)</sup>。ここに言う「資格停止 suspension」とは、規程第3条の深刻な違背に対する同第8条第1文前段に基づく処分であって、閣僚委及び議員会議への代表権が認められなくなる。C o Eにおける資格

<sup>39)</sup> ロシア大統領府ウェブサイト<<http://kremlin.ru/events/president/news/67843>>

カギ括弧内に掲げた英訳は、“специальная военная операция”の露大統領府による英訳で、“military”に対応する“военная”(形容詞 военныйの単数女性形)は、「“воин”戦士」ないし「“война”戦争」の派生語である。露語圏内では、「“Спецоперація на Україні”(ウクライナにおける特別作戦)」といった短縮表現も用いられている由である(<[https://news.mail.ru/story/politics/ukraine\\_conflict/](https://news.mail.ru/story/politics/ukraine_conflict/)>など)。

<sup>40)</sup> 本項及び次項に関し、次のサイト・文献を参照した。

- ・War in Ukraine <<https://www.coe.int/en/web/portal/war-in-ukraine>>
- ・Guerre en Ukraine <<https://www.coe.int/fr/web/portal/war-in-ukraine>>
- ・Kanstantsin Dzehtsiarou & Donal K Coffey, ‘Suspension and expulsion of members of the Council of Europe: Difficult decisions in troubled times.’ International & Comparative Law Quarterly, Vol. 68, Issue 2, April 2019
- ・小畑郁「(速報)ロシアによるウクライナ侵略とヨーロッパ評議会・ヨーロッパ人権条約」(『人権判例報』第4号(信山社、令4.6))

<sup>41)</sup> C o Eにおける閣僚委と議員会議との調整機関。1951年5月、閣僚委における規程改正に準ずる閣僚委決議 statutory resolution / résolution statutaire に基づく。現在、閣僚委から5名、議員会議から議長を含む7名の計12名がそれぞれ代表する。

<sup>42)</sup> Resolution CM/Res(2022)2 on the cessation of the membership of the Russian Federation to the Council of Europe / Résolution CM/Res(2022)2 sur la cessation de la qualité de membre de la Fédération de Russie du Conseil de l'Europe <<http://rm.coe.int/native/0900001680a5a360>>

<sup>43)</sup> 閣僚委の議事は非公開であって、議事日程及び採択文書は公表されるが、議事の詳細は、決定における個々の代表団の賛否を含め公表されていない。報道によると、本件はポーランド及びウクライナにより共同提案され、表決結果は次のとおりだったとされる (Armenia stands alone in support for Russia in Council of Europe (OC Media, 2022.2.26)・Russia leaves Council of Europe, avoiding being kicked out (EURACTIV, 2022.3.10))。

- ・賛成：42 (47か国中)

- ・反対：アルメニア、ロシア、 ・棄権：トルコ、 ・欠席：アゼルバイジャン、セルビア

停止に関しては、「権利停止は自主脱退の勧誘の意味を持ち、除名を回避するための法手続として規定されている」と解説されている<sup>44</sup>。規程第3、7及び8条には、それぞれ次のとおり規定されている。

第3条 欧州評議会の各加盟国は、法の支配の原則及び全ての人間がその管轄内で人権と基本的自由とを享受する原則を受諾し、第1章に明記された評議会の目的の実現に真摯かつ積極的に協力しなければならない。

第7条 欧州評議会のいかなる加盟国も、事務総長にその意思を通告することにより脱退することができる。脱退通告は、会計年度の最初の9か月間になされた場合には当該年度の終了時に、最後の3か月になされた場合には、翌会計年度の終了時に、発効する。

第8条 第3条の規定の深刻な違背を犯した欧州評議会加盟国は、いかなる国であれ代表権を停止され、第7条の下で閣僚委員会により脱退を求められる。当該国がこの求めに応じない場合には、閣僚委員会は自ら決定する期日から当該国が加盟国ではなくなる旨を決定することができる。

過去に一加盟国の資格停止が審議された例としては、次に掲げるギリシャの例があったが、このケースにおいては、資格停止決定の直前に第7条に基づく脱退通告がなされたため、実際には第8条発動には至らなかった（本項(1)参照）。したがって、今次の露の資格停止は、C o Eにおける資格停止の初例となった。なお、「脱退 withdrawal / retait」とは、第7条にあるとおり、加盟国による事務総長に対する自発的な通告に基づき採られる措置である。

C o Eは、新規加盟国の資格審査に加え、加盟後においても義務の履行状況の監視（モニター）<sup>45</sup>及び加盟資格の停止ないし除名を、当該国の民主化促進、人権状況改善の手段として有効に活用してきており、C o Eにおける加盟国の資格に関連する次の例があった。

(1)1969年12月ないし74年12月 ギリシャ脱退<sup>46</sup>

1967年4月21日、ギリシャにおいてクーデターによる軍事独裁政権が成立、ECHRの下でのギリシャ事件（北欧3か国（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン）及び蘭による申立）審理に加え、1969年12月12日、閣僚委において、諮問会議（当時）によるギリシャの資格停止を求める勧告書案について審議されていたところ、その決定前に、ギリシャ代表からECHRの廃棄及びC o E脱退の通告があったもの。

<sup>44</sup> 1981年、国際基督教大学社会科学研究所におけるJ. マカルチック Jerzy Makarczyk ポーランド科学アカデミー国家法律研究所所長による講演（横田洋三「国際機構における権利停止および除名の法的基礎——マカルチック論文の紹介と論評——」（『国際基督教大学学報、II-B, 社会科学ジャーナル』第22号(2)（国際基督教大学社会科学研究所、昭60.3）所収）

<sup>45</sup> 1993年6月29日、議員会議は新規加盟国による公約の遵守状況を、政治委員会、司法委員会及び人権委員会において継続的に監視し理事部に対し定期的に報告するよう命ずる議決を行っている（議員会議命令1993年第488号(Honouring of commitments entered into by new member states, Order 488(1993))). このことは、中東欧諸国に受入促進に当たり、民主化、人権保障等の程度が必ずしも水準に達していない国であっても、その後の監視によりこれを補っていくという方向へ転換したことを示している。

<sup>46</sup> Minutes of the sitting held on 12 December 1969 at OECD headquarters, Paris

(2)1981年5月ないし84年5月 議員会議におけるトルコ代表団の代表権停止

1980年9月12日のクーデターによる軍事政権成立を受けた措置（議員会議命令第398(1981)号<sup>47</sup>）。

(3)2000年4月ないし01年1月 議員会議における露代表団の表決権停止

第二次チェチェン戦争に対応した措置。

(4)2014年4月ないし19年6月 議員会議における露代表団の表決権等停止<sup>48</sup>

2014年3月のクリミア併合及びその後のウクライナにおける紛争を受けて決定された措置で、5年間にわたり更新・継続されたが<sup>49</sup>、2019年6月、露代表団のモニタリング委員会への復帰等を求めるとともに勧告事項を引き続き履行すべきものとされた（議員会議決議第2292(2019)号<sup>50</sup>）。

上記の各例においては、処分の後、議員派遣を含む調査団派遣による調査を行うなど、処分の原因となった事象の改善措置を確認しつつ、処分を解除する手続が採られた。ことに、(4)の例においてはロシアの脱退（Ruxit）回避を優先させた面が強く、C o Eにとっては一種の挫折となったとの見解もある（齋藤・小島前掲書（注2））。なお、ここに言う“Ruxit”は、英国の「EU離脱Brexit<sup>51</sup>」にならったTh. ヤーグラン<sup>52</sup>C o E事務総長による造語とされる。

露においては、この間、2016年6月25日、習近平中国国家主席の訪露の機に、主権不干渉義務を謳った「国際法の促進に関するロシア連邦及び中華人民共和国の共同声明」<sup>53</sup>が発

---

<sup>47</sup> Term of office of the Turkish parliamentary delegation, Order 398 (1981)

トルコ代表団の任期は1981年5月11日までとなっていたところ、その延長を認めることは規程及びC o E議員会議議事規則（以下「議事規則」と略記）に反することとなるとされた。

<sup>48</sup> Reconsideration on substantive grounds of the previously ratified credentials of the Russian delegation, Resolution 1990 (2014)

<sup>49</sup> 2015年は、代表団の登録権 credentials / pouvoirs が認められず（議員会議決議第2034(2015)号）、2016ないし2019年については、露が代表団の登録をボイコットする中、議員会議において、露が果たすべき義務についての勧告を含む決議（決議第2034(2015)及び2063(2015)号）が行われ、2019年6月25日に至り、露議会が代表団名簿を提出していた。

<sup>50</sup> Challenge, on substantive grounds, of the still unratified credentials of the parliamentary delegation of the Russian Federation, Resolution 2292(2019)

<sup>51</sup> 英国のEU離脱は、2016年6月23日の英国民投票の結果に基づき、2017年3月29日、英政府がリスボン条約第50条を履行し、2020年1月31日午後11時（GMT、大陸時間の2月1日午前0時）に発効した。

なお、2012年にギリシャのユーロ圏離脱を仮定して、“Grexit”という語が用いられ、Financial Times により、「今年の語」とされたことがあった（“A year in a word: Grexit”. Financial Times <<https://www.ft.com/intl/cms/s/0/9e59bcfc-4b74-11e2-88b5-00144feab49a.html>>）。

<sup>52</sup> Thorbjørn Jagland (1950年11月5日ノルウェーのドラメン生まれ)。ノルウェー首相（1996年10月ないし1997年10月（労働党））、同国会議長（2005年10月ないし2009年9月）を歴任した後、C o E事務総長（2009年10月1日ないし2019年9月18日）を務めた。また、ノーベル平和賞委員を兼ね、同委員長（2009年1月ないし2015年3月）を務めた。

クリミア併合以来露の欧州離れが指摘されていた中、2019年上半期にフィンランドが閣僚委員議長国（任期半年）を務めるに当たり、ヤーグラン事務総長がヘルシンキを訪問し、その際、2018年11月8日、T. ソイニ・フィンランド外相との共同会見において「“There’s a real danger that Europe is not only facing Brexit but also Ruxit,”（欧州は、ブレグジットのみならずルグジットという具体的危機に直面している。）」と述べたのが最初とされる（2018年11月21日付「フィンランド・トゥデイ Finland Today」紙）。

<sup>53</sup> Декларация Российской Федерации и Китайской Народной Республики о повышении роли международного права / The Declaration of the Russian Federation and the People’s Republic of China on the Promotion of International Law <<https://mid.ru/print/?id=1530748&lang=en>>

せられている。本共同声明は、露がクリミア併合後の国際的制裁を受けている間のもので、中国もまた南シナ海をめぐる仲裁提訴を受けていた。さらに露は、2020年の憲法改正（2020年連邦法第1号（1月15日提案、3月14日公布、7月1日国民投票、同月4日施行）により国際法に対する憲法の優先を定めるとともに、憲法適合性の判断を憲法裁判所に委ねた<sup>54</sup>。露は、これら一連の決定により権威主義的傾向を強めていった。

露憲法においては、条約と国内法との関係における条約優位（第15条第4項）、憲法と条約との関係における憲法優位（第79条）といった一般原則がそれぞれ規定されていたところ、今次改正において、第79条に第2文「ロシア連邦の国際条約の規定に基づいて採択された国際機関による決定は、ロシア連邦憲法と矛盾すると解釈される場合、ロシア連邦において執行されない。」の追加とともに、第125条における第5<sup>1</sup>項の追加にあたり第6号に憲法適合性判断に関する憲法裁判の権限に関する規定が置かれた<sup>55</sup>。この憲法改正に対し、C o Eの側では、同年1月29日付議員会議の政務・人権委員会<sup>56</sup>の求めにより、ヴェニス委員会<sup>57</sup>により、ECHR第46条を踏まえ、露政府への聞き取り調査を実施した上で、右憲法改正案中第79条については削除又は修正すべきとする意見書<sup>58</sup>が発せられている。

今回、資格停止処分を迅速に行うことができたのは、上記の各先例、とりわけ1969年のギリシャの例によって手続上の論点が整理されていた<sup>59</sup>こともさることながら、2014年のクリミア併合以降の状況に鑑み、加盟国中に規程上の義務の深刻な違背が生じた場合の対応について、C o E議員会議及び閣僚委の協働体制に関し検討が重ねられていたことによる

<sup>54</sup> 大河原健太郎【ロシア】ロシア連邦憲法の改正（『外国の立法』第287-2号「立法情報」（国立国会図書館調査及び立法考査局、令3.5）

<sup>55</sup> Т.Я. Хабриева, А.А. Клишас, 'Тематический комментарий к Закону Российской Федерации о поправке к Конституции Российской Федерации от 14 марта 2020 г. № 1-ФКЗ «О совершенствовании регулирования отдельных вопросов организации и функционирования публичной власти».' 2021, Норма, Москва  
（露憲法邦訳は、初宿正典・辻村よ子編『新解説 世界憲法集』第5版（三省堂、令和2年9月）所収の溝口修平訳によった。）

<sup>56</sup> Committee on Legal Affairs and Human Rights / Commission des questions juridiques et des droits de l'homme

<sup>57</sup> European Commission for Democracy through Law / Commission européenne pour la démocratie par le droit（法による民主主義のための欧州委員会）。

1990年5月、C o Eにおける拡大協定（後注85参照）に基づき設立され、各国憲法・法律の制定改廃がC o Eの基準や人権、民主主義、法の支配の分野における経験に適合しているか否かについての意見書を作成するなどの活動を担う。現在、全C o E加盟国及び米、加、韓等15か国の域外国の計61か国からなる（我が国は、1993年6月以来オブザーバー）。露及びウクライナを含む中東欧諸国の新憲法制定に当たっての支援を行っている（山田邦夫「欧州評議会ヴェニス委員会の憲法改革支援活動 —立憲主義のヨーロッパ規準—」（『レファレンス』第57巻第12号（通巻第638号）（国立国会図書館調査及び立法考査局、平19.12））。

<sup>58</sup> Opinion on the Draft amendments to the Constitution (as signed by the President of the Russian Federation on 14 March 2020) related to the execution in the Russian Federation of Decisions by the European Court of Human Rights（欧州人権裁判所による決定のロシア連邦における執行に関する憲法改正案（2020年3月14日ロシア連邦大統領署名）に関する意見書），CDL-AD（2020）009-e（2020年6月18日）

<sup>59</sup> Conséquences juridiques et financières du retrait de la Grèce du Conseil de l'Europe, CM(70)121（1970年9月25日付 Note du Secrétariat Général）

また、2019年12月12ないし14日には、アテネ大学において、ギリシャ事件の40周年を機に当時ギリシャをECHRに基づき提訴した北欧諸国及び蘭の関係機関との共催により右事件について回顧する国際シンポジウム（The “Greek Case” in the Council of Europe: A Game Changer for International Law and Human Rights?（C o Eにおけるギリシャ事件：国際法及び人権におけるゲーム・チェンジャーか？））が開催されている。

ものと言える（議員会議決議第2319号（2020年1月29日）<sup>60</sup>、議員会議決議第2360号（2021年1月26日）<sup>61</sup>参照）。

### 3. 除名

資格停止決定後の3月10日、閣僚委は、規程第8条に基づく更なる措置の可能性について議員会議に対し諮問した<sup>62</sup>。これを受け、同議長は閣僚委との協議の上、右諮問に関し審議するための臨時会召集を決定し、3月14及び15の両日、同臨時会が開会された。同会期においては、14日午後に本会議においてV. ゼレンスキー大統領によるオンライン演説が予定されていたが、当日午前、急遽「緊急の予期できない事情」により中止され<sup>63</sup>、午後4時、D. シュミハリ首相がこれに代わり、露による侵略を非難するとともに、C o Eに対し、露の即時追放を承認するよう要請した<sup>64</sup>。中止された演説は、ロシア侵略後、ゼレンスキー大統領が各国議会及び国際機関において相次いで行ったリモート演説のうち、①欧州議会（3月1日、於ブリュッセル本会議場）、②英国議会両院合同会合（3月8日、於英下院本会議場）、③ポーランド議会両院合同会合（3月11日、於下院本会議場）の3件に次ぐ第4件目として予定されたものだったところ、C o E議員会議におけるゼレンスキー大統領オンライン演説は、10月13日に実現し、露の除名に関しては謝意の表明があった<sup>65</sup>。

C o E議員会議においては、3月15日、閣僚委に「露に対し即時脱退を求めるべき、もし露がこれに応じない場合には、閣僚委において露がC o E加盟国でなくなる直近の期日を定めるよう」提案するとする意見書「ロシア連邦によるウクライナ侵略の結果」（2022年3月15日、意見書第300(2022)号<sup>66</sup>）が全会一致の立場として議決された（賛成216、反対0、棄権3）。規程第7条に基づく「脱退」は、会計年度末（12月末日）に発効する定めだが<sup>67</sup>、議員会議は即時の対応を求めた。

---

<sup>60</sup> Complementary joint procedure between the Committee of Ministers and the Parliamentary Assembly in response to a serious violation by a member State of its statutory obligations, (Resolution 2319 (2020))

<sup>61</sup> Modification of the Assembly's Rules of Procedure - Follow-up to Resolution 2319 (2020) on the complementary joint procedure between the Committee of Ministers and the Parliamentary Assembly in response to a serious violation by a member State of its statutory obligations, (Resolution 2360(2021))

<sup>62</sup> 2.3 Consequences of the aggression of the Russian Federation against Ukraine, CM/Del/Dec(2022)1428bis/2.3

<sup>63</sup> C o E議員会議twitterより

<[https://twitter.com/PACE\\_News/status/1503330543370485762?s=20&t=h0eyyYjVhhUXeW4jY9u7aA](https://twitter.com/PACE_News/status/1503330543370485762?s=20&t=h0eyyYjVhhUXeW4jY9u7aA)>

<sup>64</sup> Verbatim Records, Monday 14 March 2022, afternoon (議員会議会議録、2022.3.14午後)

<<https://pace.coe.int/en/verbatim/2022-03-14/pm/en>>

<sup>65</sup> Verbatim Records, Thursday 13 October 2022, morning (議員会議会議録、2022.10.13午前)

<<https://pace.coe.int/en/verbatim/2022-10-13/am/en>>

<sup>66</sup> Consequences of the Russian Federation's aggression against Ukraine, Opinion 300 (2022) (2022年3月15日、議員会議)

<sup>67</sup> C o Eの財政に関する現行規則 (Financial regulations and supplementary provisions of the Council of Europe (2011年6月29日閣僚委決定 (2022年6月15日最終改正))) 第3条第1項において、会計年度は「暦年」と定められている。

なお、脱退通告が会計年度の第4四半期に行われた場合には、翌会計年度末に発効するとされている（規程第7条（英文では第3文、仏文では第2文後段））。

議員会議による右意見書を受け、翌16日、閣僚委において、規程第8条を引用しつつ「ロシア連邦は2022年3月16日から欧州評議会の加盟国であることを止める the Russian Federation ceases to be a member of the Council of Europe as from 16 March 2022 / la Fédération de Russie cesse d'être membre du Conseil de l'Europe à compter du 16 mars 2022」旨決定された（閣僚委決議(2022)2号<sup>68</sup>。本稿においては、この決定を便宜「除名」<sup>69</sup>と称している）。除名は最も重い処分であって、先の資格停止同様、初例となった。なお、一加盟国が加盟国ではなくなった例としては、ギリシャの脱退（2. (1) 以来2例目となる。

露は、閣僚委による除名決定の前日15日、議員会議における意見書案採決の直前<sup>70</sup>に、C o Eが多面性を失い人権に対し新自由主義的なアプローチを強要する場になり下がっていると、事務総長に対し脱退を通告<sup>71</sup>していたところ、これを考慮した上ながらも<sup>72</sup>、即時除名の決定となった。1969年、ギリシャについては脱退が認められたこと<sup>73</sup>との対比において、ギリシャの場合、通告は閣僚委における資格停止の審査中に行われたのに対し、露の場合、通告は加盟資格の停止が既に決定された後、更なる措置の検討手続中に行われたという差がある。なお、3月17日の閣僚委員会合に向け作成された「事務局メモランダム」<sup>74</sup>のI. B. 8. 項において、規程第8条の下での脱退ないし除名は、脱退通告の日ないし閣僚委が除名の日と定める期日にそれぞれ発効する旨の解釈が示されており、第7条の下での脱退において認められる会計年度末までの期間の猶予は適用されないとの由である。

露の除名により、C o Eのモスクワ事務所は閉鎖され、またC o Eのホームページにおける露語表記は早々に行われなくなった<sup>75</sup>。露語は、議員会議における作業言語<sup>76</sup>とされて

<sup>68</sup> Resolution CM/Res(2022)2 on the cessation of the membership of the Russian Federation to the Council of Europe / Résolution CM/Res(2022)2 sur la cessation de la qualité de membre de la Fédération de Russie du Conseil de l'Europe: <https://rm.coe.int/0900001680a5da51>

<sup>69</sup> 決議中の“the cessation of membership / la cessation de la qualité de membre”との規程第8条の文言に忠実な文言を「除名」と邦訳したもので、「審議会に属さなくなったこと」（時事通信社訳（注1））、「資格の終了」（高野訳（注6））、「加盟国ではなくなる」（上原訳（注1））との訳も見られる。なお、除名前日の3月15日付閣僚委議長、議員会議議長、事務総長による共同声明においては“expulsion”の語が用いられ、C o Eのプレスリリース等においては“exclusion”の語も見られる。

<sup>70</sup> 3月15日の議員会議本会議における意見書案の採決は午後8時45分から行われ、本会議は午後8時50分に散会したところ、脱退通告は午後5時27分までになされた由（次注71）。

<sup>71</sup> ・D. ホルトゲンC o E報道官ツイート（2022年3月15日午後5時27分付）

<[https://twitter.com/CoESpokesperson/status/1503769841391611917?s=20&t=Spf0Z6hLiG\\_rEKdjvgR-vQ](https://twitter.com/CoESpokesperson/status/1503769841391611917?s=20&t=Spf0Z6hLiG_rEKdjvgR-vQ)>

・C o E脱退手続開始に当たっての露外務省声明（2022年3月15日付）

<[https://mid.ru/ru/foreign\\_policy/news/1804379/](https://mid.ru/ru/foreign_policy/news/1804379/)>

<sup>72</sup> 3月15日付閣僚委議長、議員会議議長、事務総長による共同声明に、“also in the light of today's notification / , également à la lumière de la notification” とある（Council of Europe leaders make joint statement on the exclusion of the Russian Federation from the Council of Europe (2022年3月15日付C o Eプレスリリース)）。

<sup>73</sup> ギリシャの脱退が発効したのは、翌1970年末だった。

<sup>74</sup> Consequences of the aggression of the Russian Federation against Ukraine - Legal and financial consequences of the cessation of membership in the Council of Europe under Article 8 of its Statute, CM(2022)70 (2022年3月15日付C o E事務局メモランダム)

<sup>75</sup> なお、現在は、「Who we are / Qui sommes-nous ? / Кто мы!» 頁に露除名に伴うアップデート中である旨が注記され、露語を含む36言語のメニューが用意されている。

<sup>76</sup> C o E議員会議においては、公用語である英語及び仏語に加え、従来、作業言語 working languages / langues de travail として独語及び伊語が用いられていたところ（旧議事規則第17条第3項）、露語圏から

きたが、これも同様に除外された由で<sup>77</sup>、爾後、バルト三国、ウクライナ、モルドヴァ、コーカサス三国等各国議会代表中に露語話者があっても通訳及び文書翻訳提供の便宜を受けられなくなる。

露の除名については、当時のEU議長国仏のマクロン大統領が、5月9日、「欧州の将来」会合<sup>78</sup>の閉幕式典（於 欧州議会のストラスブール本会議場）において、「欧州評議会が共通の価値の家族であるが、その価値がロシアによって見捨てられた今日、ここストラスブールを代表するこの評議会自体もまた歴史の混乱に揺さぶられている。」との見解を示している<sup>79</sup>。同大統領は、同じ演説において、R. シューマン外相による「シューマン宣言」（1950年5月9日）を引用しつつ欧州政治共同体EPCの設立を提唱したところ、10月6日、EU議長国チェコのプラハにおいてその第一回会合<sup>80</sup>が開催されている。これは、欧州44か国の首脳が集った会合で、露及びベラルーシは招請されなかった。EPC44か国とは、CoE加盟国46か国からアンドラ、モナコ、サンマリノの3か国を除き、コソヴォを加えたもので、両者はほぼ一致している。

EPCは、かつて1952年9月10日、欧州石炭鉄鋼共同体CECAを構成する6か国外相により提唱された同名の国際機構構想を想起させる。当時の構想における新共同体であるla Communauté Européenne（欧州共同体CE）の設立規程案（1953年3月10日、CECA総会において採択されるも未成立に終わった。）においては、発効を控えていたECHR第1編を新規規程の人権条項として取り入れる（第3条）とともに、新共同体には二院制の議会Parlementを備えることとし（第11条）、さらに、その上院SénatをCoE規程改正によりCoE議員会議に充てる（「Protocole sur les liaisons avec le Conseil de l'Europe（CEと）CoEとの関係に関する議定書」案第1条）こととされていた<sup>81</sup>。

---

の特別被招請国受入れに当たり、露語を作業言語に加えられたいとの要請があり、1993年以降、事実上通訳が提供され、1999年には、議事規則において露語が作業言語として追加されるに至った（議事規則（1999年11月4日、CoE議員会議決議第1202号）第26条第3項参照）。

なお、同項はその後、従来の言語名を列挙する規定ぶりに代え、CoE予算に対する主要抛出国の国語を作業言語とする旨（現行議事規則第28条第3項）に改められている（2018年3月16日、議員会議決議第2208号）。この改正の背景には、当時、露議員団の表決権停止処分により、露議会が議員団の登録をボイコットするとともに、分担金支払を一部保留したことによる財政危機が生じていた中、トルコ議員団によるトルコ語の作業言語化要請がなされたなどの事情があった。

・ Rules of Procedure of the Assembly / Règlement de l'Assemblée (Juin 2022)

<sup>77</sup> 議員会議ホームページ上においては引き続き露語通訳が提供される旨の記述も散見されるが(Assembly Procedure <<https://pace.coe.int/en/pages/procedure>> 他)、議事規則（2022年6月版（注76））には作業言語による会議録は独伊語のみとの注記がある。

<sup>78</sup> Conference on the Future of Europe / Conférence sur l'avenir de l'Europe（EU各機関が共同し、EU各国国民の声を聞くため1年間にわたり開催された行事。）<<https://futureu.europa.eu/pages/about>>

<sup>79</sup> Discours du Président de la République à l'occasion de la Conférence sur l'avenir de l'Europe（2022年5月9日、於 欧州議会のストラスブール本会議場）

<sup>80</sup> 議員会議ウェブサイト<<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-summit/2022/10/06/>>。ゼレンスキー大統領は、オンラインにより演説した。

<sup>81</sup> Projet de traité portant Statut de la Communauté Européenne, Secrétariat de la Commission Constitutionnelle, 1953, Paris

#### 4. 除名により想定される影響

国際機関からの「除名は、当該国をその機能の国際的規律に対して野放しに」し、その「国際機関の存在と機能にマイナスをもたらす面も見逃せない」とされる<sup>82</sup>。C o Eにおいては、除名の法的・財政的結果について、前述の3月15日付「事務局メモランダム」(注74)において、除名の直接的影響と各欧州条約にまつわる論点とに分けて解説されている。これに加え、議員会議においても、引き続きウクライナ情勢に関連する討議、決議が行われている。露除名により当面想定される影響としては、C o E加盟国であることを条約加入の要件とされている欧州条約について反射的に締約国ではなくなるだけでなく、1996年の露のC o E加盟時のコミットメントの履行義務についての監視を受けることがなくなる。刑事法制など、コミットメントの履行として国内法の整備を行ったような分野においても、除名によりそれらの国際的基準への適合性が将来にわたり維持されるかどうかは分からなくなってしまう。本項においては、代表的なものとして、ECHRとの関係及び死刑廃止<sup>83</sup>の将来を取り上げる。

##### (1) 欧州人権条約の「廃棄」

露は、C o E除名により、ECHR第58条第3項の規定に照らし、2022年9月16日限り同条約締約国でなくなった<sup>84</sup>。この点につき、3月15日付「事務局メモランダム」(注74)第34パラにおいて、ECHR第58条第3項は、C o E脱退ないし除名の場合とECHR廃棄の場合とを同視しており、いずれの場合も廃棄通告又は脱退・除名の発効日の6か月後に締約国でなくなる」旨のモダリティーが示されている。

本条約は、「閉じた closed / fermé」条約<sup>85</sup>であって、C o E加盟国(のみ)に署名のため開放される旨(第59条第1項)<sup>86</sup>及び締約国がC o E加盟国でなくなったときには締約国

<sup>82</sup> 高野前掲書(昭和50年9月、新版)541頁及び注

<sup>83</sup> ここで死刑廃止の問題を特に取り上げるのは、我が国がC o Eのオブザーバー国となっている関係上、我が国における死刑執行に関しC o E議員会議等において累次厳しく指摘されていることと無関係とは考えられないからである。

<sup>84</sup> 「廃棄」という語は、「脱退」と同様、締約国の自主的な意思によるかのニュアンスを伴うものの、本メモランダムの記述によると、今次除名に伴う露のECHRにおける地位は第58条第1項所定の廃棄通告の効果とはされていないと考えられる。一方で、欧州条約の署名・批准状況一覧表において「2022年3月16日付廃棄、9月16日付廃棄発効」と整理されているところ、便宜「廃棄」と表記する。これは、かつてギリシャが1969年のC o E脱退に際し、併せてECHR廃棄をも通告していたのを受け、右通告に基づき半年後に当たる「1970年6月13日付廃棄発効」と整理されたのと同様となる。

・Details of Treaty No. 005, Signatures and ratifications (欧州条約の署名・批准状況一覧表)

<<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=signatures-by-treaty&treaty=005>>

<sup>85</sup> 欧州条約のうち、C o E加盟国であることを加入の要件としている条約がこのように称されている。これに対し、加盟国外にも開かれている条約等は、欧州条約以外のものも含め「enlarged agreement / accord élargi (拡大協定)」(1993年5月14日閣僚委決議(93)28参照)と称される。これは、域外国との協力促進のため、「enlarged partial agreement / Accord partiel élargi (拡大部分協定)」とともに、「partial agreement / accord partiel (部分協定)」(1951年8月2日閣僚委決議(51)62により創設)から派生した。

<sup>86</sup> なお、EUにおいて、リスボン条約(2009年12月1日発効)により欧州連合条約第6条第2項に、「EUはECHRに加入するものとする」との規定が置かれたのに対応して、ECHR第59条第2項に「EUは同条約に加入できる」旨の規定が置かれた(同条約第14議定書ETS No. 194(2010年6月1日発効)による改正)。この問題は、EU(当時EC)にとって1970年代からの課題であって、欧州憲法案(2004年10月29日)によりEUに法人格が付されることとなり関連の規定が盛り込まれたのをきっかけに進展し、前述のとおり、前提となる条約の整備がなされ、2013年6月にはEUとC o Eとの間で加入協定案が合意されるに至っていた

でなくなる旨(第58条第3項)を規定している。露は、1996年2月28日(C o E加盟当日)、同条約に署名し、1998年5月5日、批准しており、同条約は、批准と同日、露につき発効していた<sup>87</sup>。

本条約はC o E加盟国であることを加入の前提条件としているが、発効当初は、加盟国の全てが本条約締約国となっていたわけではなく、例えば、C o E原加盟国の一つの仏においても、1950年11月4日の署名のため開放と同日に署名したものの、批准は1974年5月3日となり、相当な期間を要していた。その後は全加盟国の加入が進み、今日、加盟審査において全ての候補国に対し加盟時の署名及び遅滞ない批准が特に義務付けられている<sup>88</sup>。また、同条約第58条第1項は、同条約の「廃棄」に当たっては、6か月前に通告することを定めている。

こうしたことから、欧州人権裁判所においては露のC o E除名を受け、3月22日、裁判官会議の決議<sup>89</sup>により2022年9月16日限り露が同条約締約国でなくなること、同日までに生じる条約違反に関し露に対する提訴があればそれら进行处理する権限を有する旨等4項目が確認されている。さらに、翌23日、閣僚委において、同決議に沿う形で同様の確認が行われている(2022年3月23日、閣僚委決議CM/Res(2022)3)(注96)第7パラ)。

なお、露から昨2021年9月28日に選出されたM. ロボフ<sup>90</sup>判事は、本年1月2日に任期を開始したばかりで8年以上の任期を残していたが、欧州人権裁判所のサイトによれば既に判事ではないこととされている<sup>91</sup>。

欧州人権裁判所においては、2月28日及び3月16日のウクライナによる欧州人権裁判所に対する申立てを受け、3月1日及び4日、4月1日に緊急暫定措置等<sup>92</sup>が決定されている。

---

が、欧州司法裁判所意見書Opinion 2/13: ECLI: EU: C: 2014: 2454 (2014年12月18日)の影響により、加入の手續は遅れている。

<sup>87</sup> C o Eウェブサイト<<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=005>>

加盟時には、1年以内の批准を公約していたが、2年余を要した。

<sup>88</sup> このこと自体が規程に明記されているわけではないが、中東欧諸国の新規加盟において実践されている。「ヴィーン宣言 Vienna Declaration」(1993年10月9日、於 ヴィーン)において、中東欧諸国の新規加盟に関連し「ECHRへの署名及び同条約に基づく監督機構総体の短期間での受諾という公約はいずれも根本的である。」と謳われている。

<sup>89</sup> Resolution of the European Court of Human Rights on the consequences of the cessation of membership of the Russian Federation to the Council of Europe in light of Article 58 of the European Convention on Human Rights (2022年3月22日欧州人権裁判所決議)

<sup>90</sup> Михаил Борисович Лобов (1971年2月1日生まれ)。ストラスブール大助教授を経て、1997年からC o E職員)

<sup>91</sup> 欧州人権裁判所ウェブサイト <[https://www.echr.coe.int/Documents/List\\_judges\\_since\\_1959\\_BIL.pdf](https://www.echr.coe.int/Documents/List_judges_since_1959_BIL.pdf)>  
同 <[https://www.echr.coe.int/Pages/home.aspx?p=court/judges&c=#n1348819094984\\_pointer](https://www.echr.coe.int/Pages/home.aspx?p=court/judges&c=#n1348819094984_pointer)>

<sup>92</sup> ・ The Court grants urgent interim measures in application concerning Russian military operations on Ukrainian territory (3月1日付プレスリリース)  
<<https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-7272764-9905947>>  
・ Decision of the Court on requests for interim measures in individual applications concerning Russian military operations on Ukrainian territory (3月4日付プレスリリース)  
<<https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-7277548-9913621>>  
・ Expansion of interim measures in relation to Russian military action in Ukraine (4月1日付プレスリリース) <<https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-7300828-9953996>>

一方、露はC o Eに対する脱退通告に当たり、同条約の主な内容は既に国内法化されており露憲法の下での人権保障は同条約によるものと遜色ないものとなっているとともに、より幅広く人権保障を定める国連の人権関連諸条約を批准している旨及びこれまでの欧州人権裁判所判決は露憲法に反しない限り引き続き有効である旨を表明している（注71）。

今後は、露による人権侵害に対する抑止力の低下が懸念される。欧州人権裁判所に対する申立のうちの相当数<sup>93</sup>が露に対するものであっただけに、このことはなおさらである。また、同条約に基づく個人申立権<sup>94</sup>は非C o E加盟国国民にも認められるところ、露の管轄にある外国人の人権状況をも脆弱化しかねず、そのことは露国内だけの問題に留まらない。

なお、露はC o E脱退通告に当たり加入済の欧州条約のうち非加盟国に対し開かれている条約（拡大協定（注85参照）<sup>95</sup>のいくつかには残留し関係国との実際的で対等な協力関係を維持するとしている（注71 露外務省声明）。また、露が締約済の欧州条約のうち今後脱退することとなる条約については、「露が加盟国でなくなったことに伴う法的財政的結果に関する決議」（2022年3月23日、閣僚委決議CM/Res(2022)3）<sup>96</sup>により、個別に列挙の上確認されている（同決議第5及び6パラ）。

## （2）死刑執行モラトリアム解除の可能性

1989年欧州情勢激変以降のC o Eの中東欧諸国への拡大に当たり、新規加盟候補国には、死刑執行の即時モラトリアム実施及び平時の死刑廃止に関する「ECHR第6議定書」<sup>97</sup>を

<sup>93</sup> 全未決申立70,150件中、露に対する申立は24.2%で第1位となっており、以下、トルコ21.7%、ウクライナ16.2%、ルーマニア8.1%の計4国で全件数の7割を超えていた（「2021年統計分析」（欧州人権裁判所、2022.1）より）。

<sup>94</sup> 露憲法においては、第46条第3項において国民の人権の国際的保護に関し規定されており、露はECHR批准に当たり、同条約に基づく個人申立制度及び欧州人権裁判所の管轄の受諾を宣言している。これらも、C o E加盟時のコミットメントの一つとされていた（議員会議意見書第193(1996)号第10パラ10.1（注19））内容の一つである。

従前、同条約に基づく個人申立に基づく裁判には、当該国による個人申立制度受諾の宣言に加え欧州人権裁判所の管轄権承認の宣言を要した（それぞれ旧第25条但書及び第46条）が、ECHR第11議定書（1994年5月11日ストラスブールにおいて署名のため開放、1998年11月1日発効）によるECHR全面的改正により、従来新規加盟国の公約として求められてきたものが明文化され、個人申立制度の受諾は締約国に義務付けられ（新第34条）、かついずれの締約国も裁判所の管轄に服する（新第32条）こととなっており、現在いずれの宣言をも要しない。

なお、露は国連自由権規約の個人通報制度を規定する選択議定書（いわゆる第一選択議定書（1976年3月23日発効）（1991年7月5日ソ連最高ソヴィエト加入決定））等についても、ソ連から承継している。

<sup>95</sup> 「欧州文化条約」（1991年2月21日露につき発効）を始め、11月30日現在54条約（未批准の13条約を含む）につき引き続き締約国となっている由。

なお、我が国についても、欧州条約のうち拡大協定である26条約については、条約案作成に参画したなどの理由により加入可能とされている。我が国は、それらのうち「サイバー犯罪条約」（ETC No. 185）（2001年11月23日署名、2012年7月3日批准、同年11月1日発効）、「受刑者移送条約」（ETC No. 112）（2003年2月17日批准、同年6月1日発効）を始めとする4条約について既に締約国となっているのに加え、2022年5月12日、「サイバー犯罪条約第2追加議定書」（ETC No. 224）に署名済。

<sup>96</sup> Resolution CM/Res(2022)3 on legal and financial consequences of the cessation of membership of the Russian Federation in the Council of Europe

<sup>97</sup> Protocol No.6 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms concerning the Abolition of the Death Penalty (ETS No. 114)（死刑の廃止に関する人権及び基本的自由の保護に関する条約に対する第6議定書、1983年4月28日ストラスブールにおいて署名のため開放、1985年3月1日5か国批准により発効）

加盟後3年以内に批准する旨の意思表示が求められており<sup>98</sup>、露は、1995年1月18日付書簡<sup>99</sup>により詳細の予定を示すとともに、1996年8月の執行を最後に事実上のモラトリアムに入った<sup>100</sup>。モラトリアム実施という公約履行が半年遅れたこともあり、議定書署名期限を前に、議員会議における決議第1111(1997)号(1997年1月29日)により、更に死刑が執行されるようなことがあれば次期会期の議員会議における代表権の停止措置を検討し得るとの警告が発せられた<sup>101</sup>。露においては、同年2月27日付大統領令第53号<sup>102</sup>により、露外務省に対し同議定書への署名が命じられるとともに(第1条)、露司法省に対し右議定書批准のため必要となる一連の措置の策定が指示され(第2条)、死刑執行の一時停止に関する法律案が提出されたものの、同年3月14日、右法律案は国家院において否決されている。このため、実際の署名は数か月遅れ、翌4月16日となった。同議定書の批准手続は行われていない<sup>103</sup>。露憲法(1993年12月制定)においては、第20条第2項により、死刑の将来の廃止を想定し、死刑は連邦法律により陪審員裁判によってのみ例外的措置として科し得ると規定されており、刑法(1997年1月1日施行)に死刑は存置され、刑の言渡しは引き続き行われている。

一方、1999年2月2日、露連邦憲法裁判所(以下「憲法裁」と略記)決定N 3-Π<sup>104</sup>により、平等原則違反などを理由に陪審員裁判制度が全土において施行されるまでの間の事実上のモラトリアム実施が明示された。さらに、陪審員裁判制度が2010年から全土に整備されることとなったことを受け、連邦最高裁から憲法裁に対し2009年10月29日付、2010年1月1日以降死刑適用が可能となるかどうかについて照会されたところ、憲法裁は、2009年11月19日、決定N 1344-O-P<sup>105</sup>により「死刑執行の10年間凍結を経て死刑という例外的措置は廃止に向けた不可逆のプロセスにあり、ECHR第6議定書署名により死刑の適用・執行はできない」旨を回答し、事実上の死刑廃止が確認されていた<sup>106</sup>。

<sup>98</sup> ・議員会議意見書第193(1996)号第10パラ10.2(注19)参照。

・Abolition of capital punishment, Resolution 1044 (1994)

・Factsheet Death Penalty (C o E資料)

<sup>99</sup> B. エリツィン大統領、V. チェルノムイルジン首相、I. ルィプキン国家院議長、V. シュメイコ連邦院議長の4名が署名したものの。

<sup>100</sup> 注99の書簡において、モラトリアムは、加盟の日、すなわち1996年2月28日から実施するとされていたにも関わらず、その後8月までの間に53件が執行されたという(注20報告書)。

<sup>101</sup> Honouring of the commitment entered into by Russia upon accession to the Council of Europe to put into place a moratorium on executions of the death penalty, Resolution 1111(1987)

<sup>102</sup> Распоряжение Президента Российской Федерации от 27.02.1997 г. № 53-рп

<sup>103</sup> これに代わる措置として、同年12月17日の刑事執行法一部改正により、特赦申請の有無にかかわらず「特赦申請の棄却」ないし「特赦の不適用」が決定されない限り死刑を執行できないとされ、死刑モラトリアムの根拠の一部をなしている。

<sup>104</sup> 1999年2月2日、露憲法裁判所決定N 3-Π

<sup>105</sup> 2009年11月19日、露憲法裁判所決定N 1344-O-P。19名の憲法裁判所判事のうち18名の多数により行われた。

<sup>106</sup> ・杉浦一孝「潮流 ヨーロッパ人権裁判所とロシア」(『ユーラシア研究』第41号(ユーラシア研究所、平21.11))

・島村智子「ロシア—死刑の凍結措置をめぐる憲法裁判所の判断」(『ジュリスト』第1397号「海外法律情報」(有斐閣、平22.4))

・杉浦一孝「メドヴェージェフ時代の憲法裁判所と司法改革」(『ユーラシア研究』第44号(ユーラシア研究所、平23.5))

また、2021年10月30日の露憲法裁30周年を機に、V. ゴーリキン<sup>107</sup>露憲法裁長官が、死刑モラトリアムに関する1999年及び2009年の露憲法裁決定に関連し、自著「憲法上の正義：手続及び意味」<sup>108</sup>において、「憲法裁判所が現在のロシアの発展の歴史的段階にあって死刑の使用を不可能とする決定を行った事実は、将来においてこの刑罰に戻るという選択肢を排除するものではない。」と記し、将来のモラトリアム解除は可能との解釈を示しているとされる<sup>109</sup>。同長官は、2021年10月末に同書を発表した時点で、露による近い将来におけるC E HRの廃棄ないしC o E脱退の可能性を想定していたのであろうか。

なお、死刑のモラトリアムに関連し、プーチン大統領自身は、2001年7月9日、J. ウォルフエンソン世界銀行総裁との会談において、刑の厳罰化により犯罪の根絶はできないとして、個人的には死刑の復活に反対である旨述べたことがある<sup>110</sup>。

そうした中、今般、露のC o E加盟資格停止決定の翌日である2022年2月26日、D. メドヴェージェフ前露大統領（現 安全保障会議副議長）がブログ「フ・コンタクチェ」に「欧州評議会及びC o E議員会議は、ロシアの加盟資格を停止した。（中略）このことは、国内における特に深刻な犯罪の防止のための多くの重要な制度を再開させるよい機会となる。最も危険な犯罪者に対する死刑という種類の刑、それは、ちなみに米国及び中国において積極的に活用されている。」と書き込み、死刑執行モラトリアム解除の可能性を示唆している<sup>111</sup>。

またその後、親露派勢力が捕虜としたウクライナ軍兵士に対し既に死刑判決が下されているとも報じられている<sup>112</sup>。これら自称ドネツク人民共和国において言い渡されたとされる死刑判決に関しては、6月19及び30日、欧州人権裁判所において暫定措置<sup>113</sup>が決定されている。

---

<sup>107</sup> Валерий Дмитриевич Зорькин (1943年2月18日ソ連沿海地方のコンスタンティノフカ生まれ)。1991年10月、露連邦憲法裁判所判事、翌11月1日ないし1993年、同長官、2003年2月、長官に再任。

<sup>108</sup> В.Д. Зорькин, 'Конституционное правосудие: процедура и смысл.' 2021, Конституционный суд Российской Федерации (2021年10月28日公表)  
<<http://www.ksrf.ru/ru/News/Speech/Documents/%D0%9A%D0%BE%D0%BD%D1%81%D1%82%D0%B8%D1%82%D1%83%D1%86%D0%B8%D0%BE%D0%BD%D0%BD%D0%BE%D0%B5%20%D0%BF%D1%80%D0%B0%D0%B2%D0%BE%D1%81%D1%83%D0%B4%D0%B8%D0%B5.pdf>> (現在、露連邦憲法裁サイト<http://www.ksrf.ru>には接続できない頁がある。)

<sup>109</sup> Анастасия Корня & Александр Черных, 'Правовое отечество в опасности: Валерий Зорькин допустил возрождение в России смертной казни'  
А. コルニャ・А. チェルニフ「危機に瀕する祖国の法：ヴァレリー・ゾルキン、ロシアにおける死刑の復活を容認」(『コメルサンティ紙』(2021. 12. 28))において引用。

<sup>110</sup> Президент встретился с президентом Всемирного банка Джеймсом Вулфенсоном и участниками II Глобальной конференции по вопросам правосудия (2001年7月9日付ロシア大統領府プレスリリース)

<sup>111</sup> ブログ「フ・コンタクチェ」<[https://vk.com/dm?w=wall53083705\\_54485](https://vk.com/dm?w=wall53083705_54485)>

<sup>112</sup> Ukraine/Russia: "Death sentences" against three foreign members of Ukrainian forces by separatists' "courts" a blatant violation of international law (ウクライナ・ロシア ウクライナ軍所属外国人兵士3名に対し「死刑判決」 分離主義者「法廷」によるあからさまな国際法違反) (2022年6月9日付プレスリリース、アムネスティ・インターナショナル)

<sup>113</sup> • European Court grants urgent measures in case of prisoner of war sentenced to death in the so-called "Donetsk People's Republic" (6月16日付プレスリリース)  
<<https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-7361906-10058158>>  
• Urgent measures in cases lodged by two British prisoners of war sentenced to death in the so-called Donetsk People's Republic (6月30日付プレスリリース)  
<<https://hudoc.echr.coe.int/eng-press?i=003-7374152-10078472>>

## おわりに

以上、C o Eにおいて露が除名されるに至った経過について概観するとともに、C o Eによる中東欧諸国の民主化支援、加盟交渉及び加盟後のモニタリングを通じた活動の成果の一端について紹介した。本稿において見たとおり、C o E加盟は、すなわちECHRへの加入を意味するという特別な関係が確立しているため、ECHR第46条第2項に基づく確定判決の執行状況の監視メカニズムは、C o E加盟国の地位と密接に関連している。

今回の事態は、C o Eにおける支援・監視の方針と手法とはおのずから限界が存することを露呈してしまった。除名処分を行った場合と加盟国として引き留めた場合とを単純に比較して予測することはできないが、侵略行為を目の当たりにしてのぎりぎりの決断としての除名が決定されたとはいえ、これまで積み重ねられた成果が後退してしまわないかという懸念が残る。J. マカルチックが指摘するように、除名は組織的国際協力そのものに波及する（注44論文120頁）からである。

ウクライナが、国連安保理における露の拒否権を認めるべきではないとするばかりでなく<sup>114</sup>、全ての国際機関における露の排除を主張するに至った中<sup>115</sup>、露が加盟する国際機関（国連専門機関を含む。）における現状を見ると、国連人権理事会における理事資格を除くといずれも除名には至ってはいない。それぞれ対応には苦慮していることが分かる。

- ・国際連合教育科学文化機関UNESCO（1954年加盟）<sup>116</sup>
- ・国際通貨基金IMF（1992年加盟）<sup>117</sup>
- ・欧州復興開発銀行EBRD（1992年4月9日加盟）<sup>118</sup>
- ・欧州安全保障協力機構OSCE（1995年1月1日加盟）<sup>119</sup>
- ・北極評議会AC（1996年9月発足）<sup>120</sup>

---

<sup>114</sup> 国連安保理におけるゼレンスキー大統領オンライン演説（安保理議事録（2022年4月5日）S/PV.9011）  
<<https://undocs.org/en/S/PV.9011>>

<sup>115</sup> 国連安保理におけるゼレンスキー大統領オンライン演説（安保理議事録（2022年9月27日）S/PV.9138）  
<<https://undocs.org/en/S/PV.9138>>

<sup>116</sup> 第45回世界遺産委員会は6月下旬に露連邦タタールスタン共和国の首都カザンにおいて開催が予定されていたが、無期延期とされている

<sup>117</sup> 露及びベラルーシにおける計画に関する作業が停止されている。

ソ連はブレトン・ウッズ会議に参加しIMF設立に関与していたものの、1945年12月27日、29か国による設立時には加盟せず、露の加盟は、ソ連崩壊後の1992年となった（ウクライナの加盟も同年）。

<sup>118</sup> 2022年3月1日、EBRD理事会により、露及びベラルーシの融資利用の停止が、その後、モスクワ及びミンスクの駐在事務所の閉鎖がそれぞれ発表されている。

・EBRD moves forward with action against Russia and Belarus（2022年3月1日付プレスリリース）

・EBRD to close its offices in Moscow and Minsk（2022年3月28日付プレスリリース）

<sup>119</sup> 2022年2月24日付、議長国ポーランド・ラウ外相及びシュミット事務総長の共同声明（Joint statement by OSCE Chairman-in-Office Rau and Secretary General Schmid on Russia's launch of a military operation in Ukraine）において特別軍事作戦を非難し、その即時停止を求めたのを始め、累次声明を発している。また、同日付にてウクライナ国内のOSCEスタッフの臨時避難を別途発表している。

<sup>120</sup> 2021年5月ないし2023年5月の2年間、輪番により露が議長国を務めているところ、本年5月に予定されていた高級北極実務者SAO会合を含め公式会合及び分野別作業部会WGは開催されていない。

これは、露以外の7か国によるボイコットによるもので、「評議会及びその下部機構の全ての会合への出席を一時的に休止する」としている（加・デンマーク・フィンランド・アイスランド・ノルウェー・スウェーデン・米共同声明（2022年3月3日付））。

- ・国際連合人権理事会（2006年3月改組）<sup>121</sup>
- ・世界貿易機関WTO（2012年8月22日加盟）<sup>122</sup>

今般、露は除名という結果となったが、C o E・露者間におけるこの四半世紀の蓄積を過小評価してはならないだろう。C o E議員会議が露を除名すべきとした意見書（3月15日、議員会議意見書第300(2022)号（注66））においては、露が加盟国でなくなった後も、C o Eとしては「露国内の人権擁護団体、民主主義諸勢力、自由なメディア、独立した市民社会への支援及びこれらとの協力を継続すべきである（第16パラ）」とされている。露側もまた、同日付外務省声明（注71）において、C o Eの拡大協定の一部に残留し、その枠組みにおける締約国間の協力を維持するとしている。かつての「欧州共通の家」形成のプロセスにおいてC o Eが果たした役割を今改めて想起するに、権威主義と民主主義との間に新たな「鉄のカーテン」が降ろされてしまうのか、今後中長期的に、関係条約締約国間、議員会議の活動、さらには民間を通じどのようなアプローチが採られるのか、また、明年5月16ないし17日にはレイキャビクにおける18年ぶり4回目となるC o E首脳会議<sup>123</sup>を控え何らかの進展が見られるのか注視していきたい。

（しみず けん）

<sup>121</sup> 人権理事会におけるロシア連邦の理事国資格停止決議（2022年4月7日緊急特別総会A/RES/ES-11/3）〔3分の2の多数を得て行われたもの〕

国連人権理事会は、2006年、総会決議（2006年3月15日 A/RES/60.251）により、従来の人権委員会（非常置）を総会の下で常設機関に改組したもので、同年6月19日、初回会合がジュネーブにおいて開催された。同理事会における今期の露の理事国資格は、2021年1月、総会において他の14か国とともに付与（任期3年）されたもので、選出は2006、2010、2014年以来、4回目だった。

<sup>122</sup> G7首脳声明（2022年3月11日）において「ロシアの最恵国の地位を否定する行動をとるよう努めること」等が表明され、関係国において、露に対するWTO協定上の最恵国待遇原則に基づく譲許税率（WTO協定税率）の適用を撤回し、関税における最恵国待遇の撤回が実施又は検討されている。

<sup>123</sup> 2022年11月7日閣僚委決定（CM/Del/Dec(2022)1447/1.6）により開催決定された。

C o Eの首脳会議は、議員会議におけるF. ミッテラン仏大統領による欧州建設への中東欧諸国の統合に関する演説（1992年5月4日）における提案が具体化されたもので、これまで3回（1993年10月（ウィーン）、1997年10月（ストラスブール）、2005年5月（ワルシャワ））開催されている。